

議第1号

高山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例について

高山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年2月29日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

地方公務員法及び学校教育法の改正に伴い改正しようとする。

高山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例

(高山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 高山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成16年高山市条例第63号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) <u>職員の研修及び勤務成績の評定の状況</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>職員の人事評価の状況</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>職員の休業に関する状況</u></p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(9) <u>職員の退職管理の状況</u></p> <p>(10) <u>職員の研修の状況</u></p> <p>(11)・(12) (略)</p>

(高山市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 高山市職員の分限の手續及び効果に関する条例（昭和26年高山市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(降任、免職及び休職の手續)</p> <p>第2条 任命権者は、職員をその意に反して降任し、又は免職する場合においては、次の各号に従わなければならない。</p> <p>(1) 法第28条第1項第1号の理由による処分を行う場合は、<u>勤務成績評定書その他の勤務成績を評定するに足ると認められる客観的事実に基づき、明らかに勤務実績が不</u></p>	<p>(降任、免職及び休職の手續)</p> <p>第2条 任命権者は、職員をその意に反して降任し、又は免職する場合においては、次の各号に従わなければならない。</p> <p>(1) 法第28条第1項第1号の理由による処分を行う場合は、<u>人事評価又は勤務の状況を示す客観的事実に基づき、明らかに勤務実績が不良であると認められた場合とする</u></p>

<p>良であると認められた場合とすること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>こと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
---	--

(高山市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正)

第3条 高山市職員の勤務時間等に関する条例（平成6年高山市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条の3 任命権者は、次に掲げる職員が、市の規則の定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、市の規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>小学校に就学している子</u>のある職員であって、市の規則で定めるもの</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条の3 任命権者は、次に掲げる職員が、市の規則の定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、市の規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子</u>のある職員であって、市の規則で定めるもの</p> <p>2・3 (略)</p>

(高山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 高山市職員の給与に関する条例（昭和36年高山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、別に条例で定めるものを除き、法第3条第2項に規定する一般職に属する本市の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(給料表)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前項の給料表（以下「給料表」という。）に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、<u>市の規則で定める。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(級等の決定)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、市の規則で定める基準に従い決定しなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、別に条例で定めるものを除き、法第3条第2項に規定する一般職に属する本市の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(給料表)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前項の給料表（以下「給料表」という。）に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、<u>次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号及び第3号の給料表 級別基準職務表（別表第4）に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で市の規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。</u></p> <p>(2) <u>前項第2号の給料表 市の規則で定める。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(級等の決定)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、<u>前条第2項及び市の規則で定める基準に従い決定しなければならない。</u></p> <p>3～5 (略)</p>
--	--

(寒冷地手当)

第27条 毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において次に掲げる職員のいずれかに該当するもの（市の規則で定める職員を除く。以下この条において「支給対象職員」という。）に対しては、寒冷地手当を支給する。

- (1) 別表第3に掲げる地域に在勤する職員
- (2) 別表第3に掲げる地域以外の地域に所在する公署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して同表に掲げる地域に所在する公署との権衡上必要があると認められる公署として市の規則で定めるものに在勤する職員であつて同表に掲げる地域又は市の規則で定める区域に居住するもの

2 前項第1号に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
4級地	17,800円	10,200円	7,360円

備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であつて別表第3に掲げる地域に居住する扶養親族のないもののうち、第15条の2第1項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（市の規則で定めるものに限る。）及びこれに準ずるものとして市の規則で定めるものを含まないものとする。

(寒冷地手当)

第27条 毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において次に掲げる職員のいずれかに該当するもの（市の規則で定める職員を除く。以下この条において「支給対象職員」という。）に対しては、寒冷地手当を支給する。

- (1) 別表第5に掲げる地域に在勤する職員
- (2) 別表第5に掲げる地域以外の地域に所在する公署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して同表に掲げる地域に所在する公署との権衡上必要があると認められる公署として市の規則で定めるものに在勤する職員であつて同表に掲げる地域又は市の規則で定める区域に居住するもの

2 前項第1号に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
4級地	17,800円	10,200円	7,360円

備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であつて別表第5に掲げる地域に居住する扶養親族のないもののうち、第15条の2第1項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（市の規則で定めるものに限る。）及びこれに準ずるものとして市の規則で定めるものを含まないものとする。

3～5 (略)

別表第3 (第5条関係) (略)

3～5 (略)

別表第3 (第5条関係) (略)

別表第4 (第5条関係)

級別基準職務表

ア 行政職給料表(1)

職務の級	職務の内容
1級	主事補の職務
2級	主事の職務
3級	主任の職務
4級	主査の職務
5級	主幹の職務
6級	課長の職務
7級	部長の職務

イ 医療職給料表

職務の級	職務の内容
1級	医療業務を行う医師又は歯科医師の職務
2級	相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う医師又は歯科医師の職務
3級	高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う医師又は歯科医師の職務
4級	極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う医師又は歯科医師の職務
5級	医師を総括する職務

別表第3 (第27条関係) (略)

別表第5 (第27条関係) (略)

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。